

第2次

南あわじ市障害者活躍推進計画

南あわじ市【市長部局】

令和7年(2025年)4月1日

計画改定の背景

令和2年（2020年）4月に策定した「南あわじ市障害者活躍推進計画」にもとづき、障害者の雇用促進・活躍推進に取り組んできました。計画期間中、障害者職業生活相談員の増員や障害者雇用推進チームの活動を通じて、障害を持つ職員の研修受講機会の拡大、職場環境の改善など一定の成果を上げることが出来ました。

令和6年以降、法定雇用率の段階的引き上げに伴い、障害を持つ職員の雇用の増加が見込まれています。引き続き、障害を持つ職員がその障害特性や個性に応じて能力を発揮できる職場であるよう、「第2次南あわじ市障害者活躍推進計画」を策定します。

計画期間

「南あわじ市障害者活躍推進計画」の計画期間を以下のとおり設定します。

始期	令和7年（2025年）4月1日	5年間
終期	令和12年（2030年）年3月31日	

計画における数値目標

計画の進捗状況を客観的に評価するため以下の3点を目標数として設定します。

1. 採用に関する目標（法定雇用率）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2.80%	2.80%	3.00%	3.00%	3.00%

令和6年度（2024年度）6月1日時点の法定雇用率は2.71%です。法定雇用率の段階的引き上げを踏まえて毎年度の目標を設定しました。法定雇用率の算定においては、市長部局・教育委員会を合算して雇用率を算定する特例認定を受けているため、合算後の数値を目標としています。

2. 定着に関する目標

正規職員	障害を理由とした不本意な離職者数		0人
会計年度任用職員	半年後の定着率	6か月間勤務した職員／任用者数	100%
	任期満了を迎える職員の割合	任期満了者／任用者数	100%

毎年度3月31日時点に評価を行い、年度途中の任用など、評価時点で勤務期間が6カ月に満たない場合は、翌年度に評価を行います。

【正規職員】 障害を理由とした不本意な離職者を生じさせないため、バリアフリー化や柔軟な働き方が選択できる職場づくりに取り組みます。

【会計年度任用職員】 障害を理由とした任期途中での不本意な離職者を生じさせないため、正規職員と同様の取組を行います。

3. 障害者職業生活相談員の増員

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
7 人	7 人	7 人	8 人	8 人

5 人以上の障害者を雇用する事業所では職業生活相談員を選任し、障害者の職業生活全般についての相談、指導を行わせる必要があります。

前回の計画期間中、認定講習の受講により 6 名の相談員を育成しており、今回の計画においても相談員数の増員に取り組み、さらなる相談体制の充実や職場全体での理解促進に取り組みます。

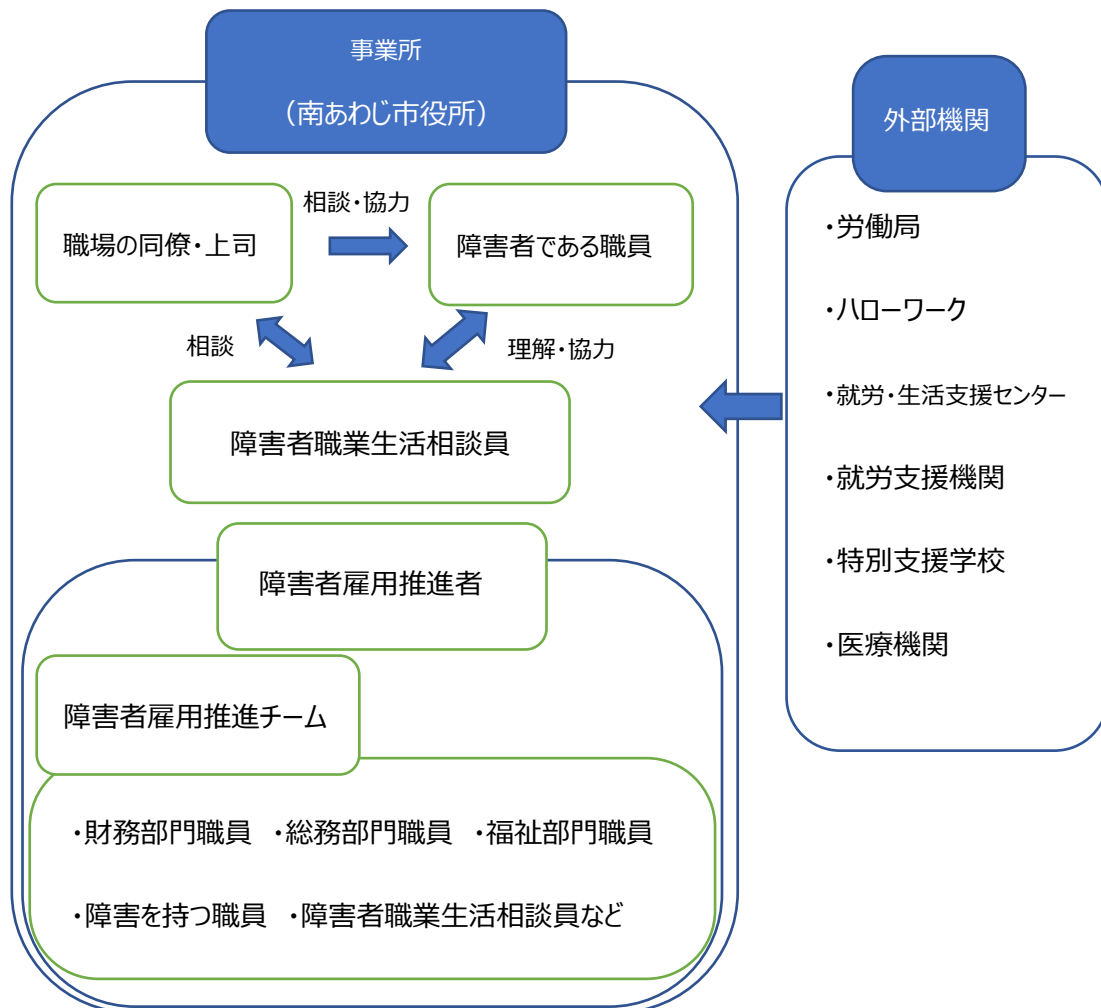
障害者の活躍を推進する体制整備（継続）

1. 組織面での取り組み

障害者の雇用の促進及び継続のため、総務企画部長を「障害者雇用推進者」に選任します。また障害を持つ職員が活躍できる職場環境を整備するため、「障害者雇用推進者」を長とする「障害者雇用推進チーム」を引き続き組織し、計画における取組を前進させていきます。「障害者雇用推進チーム」には障害者職業生活相談員をはじめ、財務部門、総務部門、福祉部門からそれぞれ職員を選任し、障害を持つ職員など幅広く参画を求めます。

障害者を持つ職員が活躍できる職場とするため、労働局やハローワーク、障害者就労・生活支援センター、就労支援機関、特別支援学校、医療機関などの外部の関係機関とも連携を図っていきます。

【障害者活躍推進における組織図】



2. 人材面での取り組み

障害者職業生活相談員資格認定講習や職場適用援助者（ジョブコーチ）等の受講を促し、有資格者を増員させることで障害を持つ職員が相談しやすい職場づくりに取り組みます。またグループウェアを通じて障害に関する基礎知識や理解促進のための情報発信を行い、職場全体での理解や協力体制の底上げに取り組みます。

障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

人事評価や面談を通じて障害を持つ職員の適性や希望と職務がマッチングできるよう配属や業務の割り当てを検討し、すべての部署において障害者が活躍できる職場づくりに取り組みます。また業務改革を継続し定型業務の更なる切り分けや集約を行い、事務処理センターにおける業務の拡大や、短時間雇用制度の活用などにより雇用を促進します。

障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

1. 職務環境

障害者を持つ職員を対象としたアンケートや安全衛生委員会などの機会を活用して、業務を実施するうえで障壁となっている事例の発見・改善を行います。また障害者職業生活相談員の増員や職場の理解促進、就労支援パスポートの活用※を図り、障害を持つ職員が安心して継続勤務できる職場となるよう取り組みます。

※就労支援パスポート・・・障害を持つ職員が就業における長所や希望する配慮等の情報記入したもので、職場での配慮、情報共有のために活用します。

2. 募集・採用

採用においては、特定の障害に限定した採用は行いません。本人の能力を正當に評価するため、試験時には手話通訳者や就労支援員等の同席を認めるなど、受験者の希望に沿った採用試験を実施します。

3. 働き方

年次有給休暇や病気休暇等の取得を促し、通院や健康管理を適正に実施することで、障害を理由とした不本意な離職を防止します。また会計年度任用職員については、短時

間勤務や週の勤務日数を 3～5 日に設定する等柔軟な働き方を提供します。

4. キャリア形成

障害を持つ職員の希望や適正に応じ、より難易度の高い業務に割り当てるなど、本人のステップアップを支援します。

その他

障害者就労施設等からの物品調達や業務委託を継続して実施し、障害者の活躍の場の拡大に取り組みます。

計画・実施状況の公表について

計画については、庁内のグループウェアを通じて全職員で情報共有し、職場を全体で障害者活躍推進に関する意識の醸成に取り組みます。また計画の実施状況については、毎年度障害者雇用推進チームによる評価を行い、法定雇用率が確定する 8 月までに南あわじ市のホームページで公表します。